

平成 25 年 9 月 10 日

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正しました

外国為替令別表及び輸出貿易管理令別表第 1 では、大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積を防止する観点から、国際輸出管理会合において規制対象品目として合意された貨物及び技術について規定することにより、これら品目の輸出等の際に経済産業大臣の許可を要することとしています。

経済産業省は、2012 年の国際輸出管理会合における合意等を踏まえ、輸出貿易管理令等について所要の改正を実施し、本日閣議決定されましたので、お知らせします。

1. 改正の概要

国際合意に基づき、輸出又は提供に際して経済産業大臣の許可を受ける義務を課す貨物及び技術を新たに指定する等の措置を講じます。また、昨今の安全保障を巡る国際情勢を踏まえ、欧米諸国の輸出管理当局と連携する観点から、従来は通常兵器に用いられるおそれがあるものの輸出又は提供に対する経済産業省からの許可申請をすべき旨の通知対象としてこなかった品目・技術について新たに対象とすることとします。具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 外国為替令(以下「外為令」という。)について

- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ニ基づく許可申請をすべき旨の通知対象技術の拡大
【外為令別表の一六の項の改正】

(2) 輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)について

- 軍用人工衛星等について、規制対象に追加
【輸出令別表第一の一の項の改正】
- スクロール型圧縮機等について、規制対象に追加
【輸出令別第一の二の項の改正】
- 噴霧乾燥器について、規制対象に追加
【輸出令別表第一の三の二項(二)の一部改正】
- 風洞から空気力学試験装置への規制対象の変更
【輸出令別表第一の四の項(二四)の改正】
- 数値制御を行うことができる部分品について、規制対象から削除
【輸出令別表第一の六の項(二)の改正】

- 無線通信傍受装置、通信妨害装置についての規定箇所の変更及び監視装置等について、規制対象に追加
【輸出令別表第一の九の項(五の三)及び(五の五)の改正】
- 通信関連貨物の修理用の装置について、規制対象から除外
【輸出令別表第一の九の項(六)の改正】
- 簡易爆発装置の妨害装置に付属する装置について、規制対象に追加
【輸出令別表第一の一五の項(四の二)の改正】
- 輸出令第四条第一項第三号二の規定に基づく許可申請をすべき旨の通知対象品目の拡大
【輸出令別表第一の一六の項の改正】

※ 上記外国為替令及び輸出貿易管理令の改正に伴い、関連する省令・告示等についても、所要の改正を行う。

※ 下記 URL に、改正本文等を掲載する。

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

2. 今後の予定

公布:平成 25 年 9 月 13 日(金)

施行:平成 25 年 10 月 15 日(火)

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理課長 風木

担当者:青木、草刈

電話:03-3501-1511(内線 3271~4)

03-3501-2800(直通)